

平和を考える市民の集い実行委員会設置要綱

平成9年5月6日制定

平成14年7月17日一部改正

平成16年6月16日一部改正

平成19年7月6日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

[総務部総務法務課]

(設置)

第1条 郡山市核兵器廃絶都市宣言啓発事業（以下「事業」という。）を実施するため、平和を考える市民の集い実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 実行委員会の委員は、5人以内とし、市内の識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 実行委員会に次の役員を置き、委員の互選によって定める。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 監事 2人

2 会長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

4 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任務)

第4条 実行委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び事業を実施する。

(1) 事業の企画立案に関すること。

(2) 事業の実施に関すること。

(3) その他第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会議)

第5条 実行委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(経費)

第6条 事業の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第7条 実行委員会の庶務を処理するため、総務部総務法務課に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が実行委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成9年5月6日から施行する。
(平和を考える市民の集い実行委員会設置要綱の廃止)
- 2 平和を考える市民の集い実行委員会設置要綱(平成3年7月15日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。